

公益財団法人 川之江奨学会

奨学金ガイドブック

～夢に向かってがんばる君へ～



公益財団法人 川之江奨学会とは？

公益財団法人川之江奨学会では、四国中央市に居住する者の子弟のうち、学術優秀、品行方正な学生又は生徒で、経済的理由により就学が困難な者に対して奨学援護を行い、もって社会有用な人材育成に寄与しております。これまでも、多くの先輩たちが利用してきました。

1. 申し込みの前に大切なこと



奨学金等は貸与型です。

奨学金等は貸与するため、卒業後は必ず返還をしなければなりません。卒業後の就職、進学、その他について何ら制約はなく、無利息ですので、貸与された元本のみ返還していただきます。また、他の奨学金制度と併用して貸与を受けることもできます。



保護者ではなく、本人の手続きが必要です。

奨学金等を申し込み、利用するのは本人であり、大学等に進学してから卒業後の返還まで、奨学金等に関する手続きはすべて本人が行う必要があります。



家族でしっかり相談しましょう。

奨学金等は大学等の卒業後に返還が必要となるため、将来のことを考えて利用することはもちろん、奨学金、入学準備金の選択、他の奨学金制度と併用等、家族でしっかり話し合しましょう。



学校の指示に従いましょう。

(市内の中学校・高等学校在学中の方のみ)

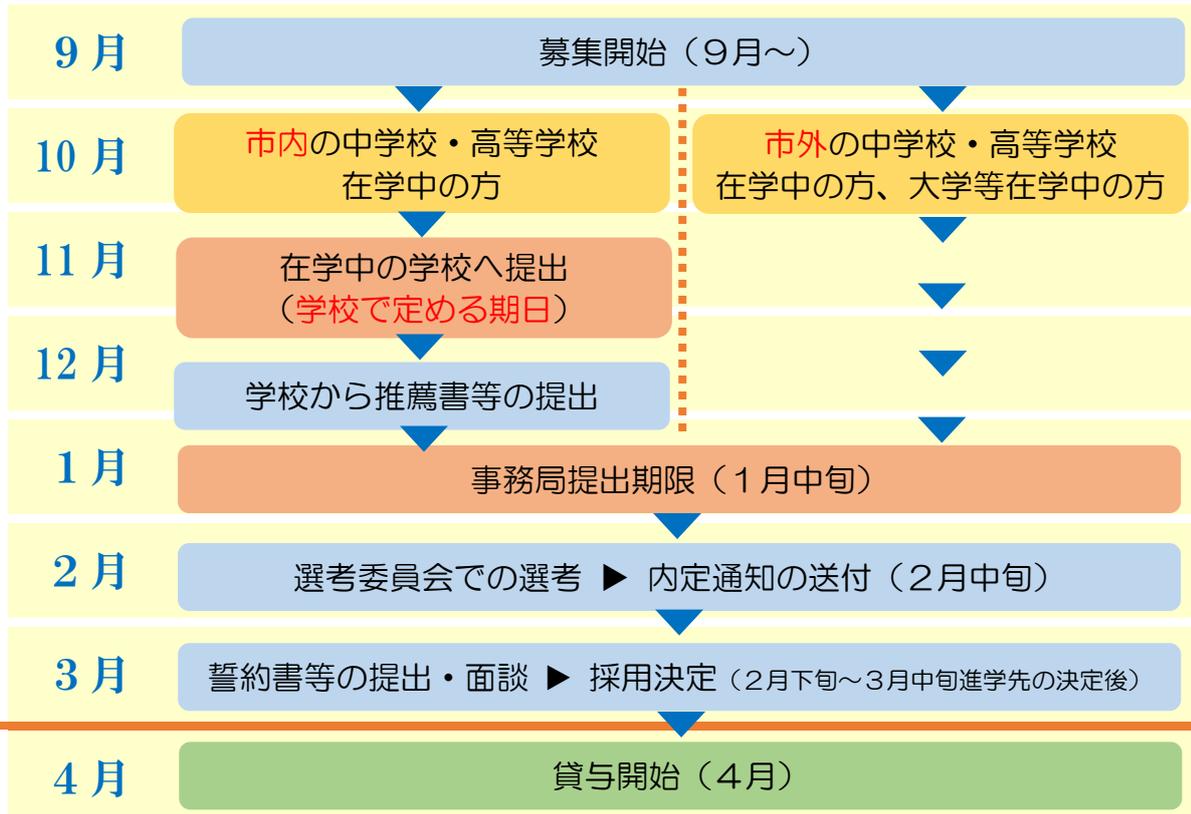
奨学金等の申請には、学校の推薦が必要となるため、申込手続きはすべて学校を通じて行います。学校の指示に従って手続きを進めましょう。

奨学金の仕組み

奨学金は、学生本人に貸与し、卒業後、学生本人が返還していくものです。返還金は、直ちに次の奨学生に貸与する仕組みです。



奨学金の申し込みから採用までの手続きの流れ



2. 奨学生の募集について

出願者の資格	四国中央市に居住する者の子弟であって、高等学校以上の学校に在学し、学術優秀、品行方正で、学資の支弁が困難と認められる者。	
奨学金の種類	奨学金	就学期間中、毎月1回貸与します。
	入学準備金	入学時に一時金として貸与します。
貸与額	奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ■高等学校、高等専門学校（第1～3学年） 月額 10,000円 ■大学、短大、専門学校、高等専門学校（第4、5学年） 月額 25,000円
	入学準備金	<ul style="list-style-type: none"> ■高等学校、高等専門学校 入学時 100,000円 ■大学・短大・専門学校 入学時 200,000円
貸与方法	奨学金	毎月、10日（土・日・祝日の場合、前営業日）に月額分を奨学生本人の指定口座に振り込みます。
	入学準備金	入学時の4月1日（土・日・祝日の場合、翌営業日）に一時金として奨学生本人の指定口座に振り込みます。
貸与期間	奨学金	4月から開始し正規の就学期間（高校生3年間、大学生4年間、医学部大学生6年間、短大生2年間等） ※ 大学院生は対象外
	入学準備金	入学時に1回のみ。
採用予定人数	毎年の公益財団法人川之江奨学会の理事会にて決定します。	



3. 申し込み（出願）手続きについて

必要書類

現在の在学区分	本人作成及び取得書類	学校作成書類
市内の中学校・高等学校 在学中の方	① 願書	① 奨学生推薦書 ② 成績証明書※2
市外の中学校・高等学校 在学中の方	② 奨学金用所得証明書(市発行)※1	(第1学年から第3学年第2学期まで)
大学等に在学中の方 (2年生以上)	① 願書 ② 在学証明書(大学等発行) ③ 前年度までの成績証明書(大学等発行)※2 ④ 奨学金用所得証明書(市発行)※1	なし
大学等に在学中の方 (1年生)	① 願書 ② 在学証明書(大学等発行)※3 ③ 高等学校の成績証明書(既卒高校発行)※2 (第1学年から第3学年まで)	なし
浪人生等で進学予定の方	④ 奨学金用所得証明書(市発行)※1	

※1 所得の特別控除に該当がある場合は、別途資料の提出をお願いする場合があります。

※2 各教科の評定を合計し、その平均値が3.0以上であること。

※3 大学等に在学中の方のみ必要です。



願書等提出先

現在の在学区分	提出先	提出期限
市内の中学校・高等学校在学中の方	在学中の学校	学校で定める期日
市外の中学校・高等学校在学中の方	川之江奨学会事務局 (市教育委員会内)	1月中旬
大学等に在学中の方		
浪人生等で進学予定の方		

推薦と選考

(1) 中学校・高等学校では、願書、学業成績その他の資料を基にして、奨学生として適格な方を川之江奨学会に推薦することとなります。

※ 大学等に在学中の場合は、高等学校からの推薦は不要です。

(2) 川之江奨学会では学校からの推薦調書、本人の願書等を比較検討し、2月頃に選考委員会を開いて適格度の高い者から採用内定者又は補充候補者(補欠)を決定します。

4. 奨学金の貸与から返還までの流れ

大学(4年生)に進学し、卒業後、最大期間(8年)で返還する場合



高校

18歳

必要な手続き等	貸与・返還
---------	-------

- 重要!**
- 申請(市内学校の場合は、学校へ提出)
 - 2月中旬:採用内定
 - 重要!** ●2月下旬~3月中旬:採用決定
 - ・宣誓書、合格通知等提出

- 入学後:在学証明書提出
- 1年終了時:成績証明書、生活状況報告書提出
- 2年終了時:成績証明書、生活状況報告書提出
- 3年終了時:成績証明書、生活状況報告書提出
- 随時:異動届等
住所の移動や、連帯保証人等の状況(宣誓書の内容)に変動があった場合、休学、転学などする場合は、事務局へ連絡してください。

入学:貸与開始

毎月奨学金の振込
25,000円×48か月(4年)
合計 1,200,000円

- 重要!**
- 卒業時:返還方法等の検討
 - ・借用証書、返還明細書等提出
 - ※納付書又はゆうちょ銀行自動払込の選択、月払・半年賦・年賦等をお知らせください。

無利子!

返還期間は貸与の倍の年数以内!

- 随時:異動届等
住所の移動や、連帯保証人等の状況(借用証書の内容)に変動があった場合は事務局へ連絡してください。
- 返還猶予届
奨学生又は奨学生であった方が、奨学金又は入学準備金の返還完了前に死亡した時又は進学、疾病等により返還が困難な時は、所定の手続きにより免除又は一定の期間の猶予が受けられます。

卒業:返還開始

毎月奨学金の返還
12,500円×96か月(8年)
合計 1,200,000円

※ 毎年4月に1年間の納付書を送付します。返還金は直ちに次の奨学生に貸与するため、必ず期日までに納付をお願いします。

※ 返還年数に関わらず繰上げ返還も可能です。



大学

22歳



社会人

30歳

※ 返還期間について

奨学金	貸与した期間の倍の年数以内に返還していただきます。この期間を超えることはできません。 例:高等学校は6か年、短大は4か年、大学は8か年(修学年数が6年の学部(薬学・医学等)の場合は12か年、就学途中から採用の場合は貸与年数の倍の年数)
入学準備金	卒業(中途退学)後、正規修業期間以内に返還していただきます。この期間を超えることはできません。 例:高等学校は3か年、短大は2か年、大学は4か年(修学年数が6年の学部(薬学・医学等)の場合は6年)

新制度!

※ 奨学金返還支援制度について

当奨学会では、地場産業を支える人材となる学生の地元での就職を促進するための制度「公益財団法人川之江奨学会人材確保のための奨学金返還支援制度」を設けております。本制度は、本奨学会から貸与を受けた奨学生が、**本制度に登録した企業へ就職した際、奨学金の返還を登録企業が支援する**制度です。

※ 現在の登録企業一覧は、ホームページをご覧ください。

5. よくあるご質問

申請について

Q 他の奨学金を受けていますが、重複して奨学金を受けることができますか？

A 当奨学会では重複可能です。

Q 保護者の所得制限はありますか？

A 特に上限はありませんが、所得額は選考段階において審査対象となります。

Q 大学院に進学する場合も奨学金を受けられますか？

A 大学院生を対象とした貸与は行っておりません。

貸与中について

Q 年度途中の奨学金募集はありますか？

A 募集は年1回です。

Q 在学中に留学希望がありますが、奨学金はどうなりますか？

A 休学扱いとなる場合は貸与休止となります。復学後に貸与再開となりますので、ご相談ください。

Q 事情により大学を途中で辞める場合はどうしたらよいですか？

A 退学後すぐに返還が開始される事になりますので、早めに事務局へご連絡ください。

返還について

Q 奨学金の返還はどこでできますか？

A 納付書払いを選択した場合は、払込取扱票を送付しますので、郵便局（窓口・ATM）でお支払いいただくか（手数料が必要）、教育総務課窓口（手数料は無料）でお支払いください。自動払込（ゆうちょ銀行口座自動引落し）を選択した場合は、手数料込みの金額が自動的に引き落としされます。

Q 返還の猶予ができるのはどのような理由ですか？

A 大学院等への進学、また疾病を理由として就労できない場合等、猶予届に必要な書類を添えて提出していただきますので、まずは事務局へご相談ください。

事務局位置図



公益財団法人川之江奨学会 (四国中央市教育委員会事務局内：市役所4階)

住 所 : 〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号
電話番号 : 0896-28-6044 FAX : 0896-28-6060
E-mail : kawano-shougaku@city.shikokuchuo.ehime.jp
公式HP : <http://kawano-shougaku.or.jp/>